

【在宅医療を必要とする対象例】

外来受診が困難であり、利用者が、在宅での看取り、緩和ケア、定期的な医療的管理などを必要としている場合。

※医療的管理とは：バルンカテーテル・気管切開・胃ろう栄養・在宅酸素・人工肛門・中心静脈栄養・呼吸器などの管理が必要な状態

【在宅医療を依頼する時の流れ】

《在宅療養中の場合》

- ・利用者・家族の希望を確認したうえで、かかりつけ医に在宅医療について対応可能か相談を行う。
- ・かかりつけ医が在宅医療に対応不可の場合は、他の診療所などに紹介可能か確認する。
- ・在宅医療の依頼時には、目的、利用者情報などを医療機関に連絡する。
- ・在宅医療が可能な医療機関について調整が困難な場合は、在宅医療・介護連携支援センターに相談する。

《入院中の場合（病院からの依頼時）》

- ・入院先の病院と相談する。

【在宅医療を依頼する時に必要な情報】

《基本情報》

- ・ケアマネジャーについて：氏名、所属、連絡先（電話・FAX）
- ・利用者（患者）情報について：
 - ・氏名、生年月日、年齢、性別、住所（駐車場の有無）、訪問先電話番号、病名、既往歴、内服薬、ADL、認知面、医療・介護上の問題点、介護保険認定区分
 - ・有効期限、介護サービスの週間予定
- ・家族情報・キーパーソン）：
 - ・家族の氏名及びその他の協力者（続柄、日中仕事の有無、住所、連絡先（自宅・携帯・その他）

《在宅医療の要否に関する情報》

- ・目的：看取り、緩和ケア、定期的な医療的管理の内容
- ・訪問診療希望日、緊急度：曜日・時間、早急・1週間以内・状態安定・退院後
- ・訪問看護ステーション：有 無 有りの場合事業所名
- ・現在の生活状況
 - ・自宅の場合：かかりつけ医療機関・医師名
 - ・入院中の場合：病院名・科名・担当医師・退院日
- ・診療情報提供書：有・無・手配済み（取得日）

実際の情報提供を行う時には、新規利用者相談票を参考にしてください。

【在宅医療を依頼する医療機関への連絡方法】

- ・医療機関にアポイントメントをとってから在宅医療の依頼を行きましょう。
- ・医療機関に関する情報について不明な点は、姫路市在宅医療・介護連携支援センター